

様式第5号（第4条関係）

引取業廃業等届出書

年　　月　　日

(提出先)

川越市長

(郵便番号)

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

引取業者であった者の氏名又は名称	
登録番号及び登録年月日	第 年 月 号 号 日
届出者と引取業者であった者との関係	
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	<ul style="list-style-type: none">1 死亡2 法人が合併により消滅3 法人が破産手続開始の決定により解散4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散5 登録に係る引取業の廃止

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

廃業等の届出

次の事項に該当した場合は、**該当する事項が発生した日から30日以内**に届出の手続が必要です。

次の届出書及び添付書類を提出してください。

ア 引取業廃業等届出書

イ 添付書類（次の表の1から5までのうち該当するもののみ提出してください。）

届出を必要とする各状況及び届出義務者

	届出を必要とする状況	添付書類及び届出義務者
1	個人の事業主が死亡した場合	相続人の戸籍全部事項証明書 (届出者：相続人)
2	法人が合併により消滅した場合	登記事項証明書（商業登記簿謄本） (届出者：その法人を代表する役員であった者)
3	法人が破産により解散した場合	破産管財人であることがわかる書面 (届出者：破産管財人)
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人であることがわかる書面 (届出者：清算人)
5	引取業を廃止した場合	法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本） (届出者：引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員) ※ 代表役員でない役員が提出する場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本）が必要です。

※ 提出部数は、**正本1部、副本1部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。

※ 廃業等届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 戸籍全部事項証明書及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）については、正本添付用には原本の提出をお願いします。

※ 個人の事業主が死亡し、その相続人が引取業を行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。